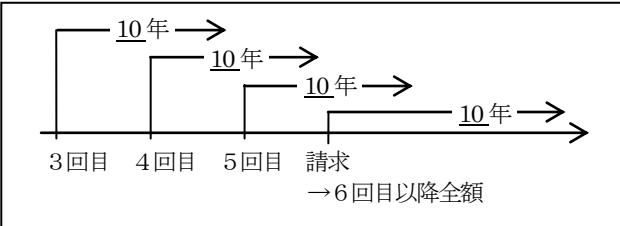
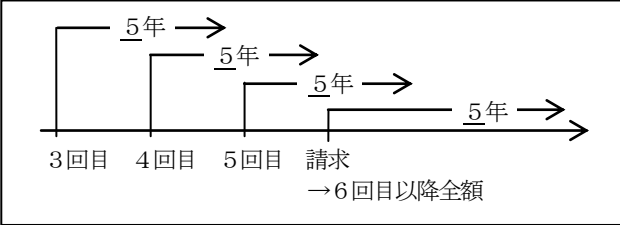


『Kマスター 民法 I』(KU22016)

訂正表

2022年12月26日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 14	③ 上から4行目	誤	ex. 心裡留保, 虚偽表示, <u>錯誤</u> ↓ この意思表示は無効 (93条1項但書・94条2項)	2022/08/26
		正	ex. 心裡留保, 虚偽表示 ↓ この意思表示は無効 (93条1項但書・94条1項)	
P. 32	④(1) 上から1行目	誤	「善意無でかつ過失がない第三者」	2022/05/06
		正	「善意でかつ過失がない第三者」	
P. 36	③(2) 下から1行目	誤	【例-3】の場合, AはCから土地を取り戻すことができる。	2022/08/26
		正	【例-3】の場合, AはCの強迫を理由に土地の売買契約を取り消して, Bから土地を取り戻すことができる。	
P. 150	③(b) 下から1行目	誤	知ったか否かは問わない (大判大4.3.24)。	2022/08/26
		正	知ったか否かは問わない。	
P. 151	(a) 最下部の図解	誤	 <p>10年 → 10年 → 10年 → 10年 → 3回目 4回目 5回目 請求 →6回目以降全額</p>	2022/08/26
		正	 <p>5年 → 5年 → 5年 → 5年 → 3回目 4回目 5回目 請求 →6回目以降全額</p>	

P. 199	【例-13】	誤	<p>【例-13】</p> <p>①売却 ②取消し ③転売</p> <p>所有権を対抗できるか? → C第三者</p> <p>BはA所有の土地を買い受け、Bに移転登記されたが、Aが、制限行為能力またはBの<b>錯誤</b>・詐欺・強迫を理由にAB間の契約を取り消した。その後、Aが登記を回復する前に、BがCにその土地を転売した。</p> <p>↓</p> <p>Aは、Cに対して登記なくして所有権を対抗できるかが問題となる。</p>	2022/05/06
		正	<p>【例-13】</p> <p>①売却 ②取消し ③転売</p> <p>所有権を対抗できるか? → C第三者</p> <p>BはA所有の土地を買い受け、Bに移転登記されたが、Aが、制限行為能力・<b>錯誤</b>またはBの詐欺・強迫を理由にAB間の契約を取り消した。その後、Aが登記を回復する前に、BがCにその土地を転売した。</p> <p>↓</p> <p>Aは、Cに対して登記なくして所有権を対抗できるかが問題となる。</p>	
P. 242	③ 下から1行目	誤	(958条の3)	2022/08/26
		正	(958条の3, <u>新958条の2</u> )	
P. 242	③側注(特別縁故者制度) 下から2行目	誤	(958条の3)	2022/08/26
		正	(958条の3, <u>新958条の2</u> )	
P. 245	(b) 上から4行目	誤	裁判所の決定を得て、 <u>得て、決定の共有者以外の共有者の持分価格の過半数により、</u>	2022/09/26
		正	裁判所の決定を得て、 <u>(i)(ii)以外の共有者の持分価格の過半数の同意により、</u>	
P. 259	<u>1</u> 下から4行目	誤	地 <b>益</b> 権を設定することはできない。	2022/12/26
		正	地 <b>役</b> 権を設定することはできない。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。